

平成 24 年第 3 回更別村議会定例会会議録(1 日目)

平成 24 年 9 月 11 日

1. 出席及び欠席の議員は別表 1 のとおりである。
2. 会議事件は別表 2 のとおりである。
3. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 3 のとおりである。
4. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 林 光男 書記 高橋祐二
書記 佐藤ちはる

議 事	
議 長	ただいまの出席議員は、8 名であります。 定足数に達しておりますので、これより平成 24 年第 3 回更別村議会定例会を開会いたします。 (10 時 00 分) 村長より招集の挨拶があります。 岡出村長
村 長	本日ここに、平成 24 年第 3 回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、時節柄大変ご多忙の中、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。 今年は春先の天候不順、夏場の猛暑、そして記録的な残暑と異常な気象が続きまして、農家、農業関係者にとりましては、大変ご苦勞の多い年となっておりますが、本村の高い農業技術を發揮していただいて、無事収穫を終えますことを願っているところであります。 国政につきましては、国内外とも重要課題山積の中、依然として混迷の状況が続いており、総選挙の話も出ておりますが、一刻も早い政局の安定と日本再生にむけた国民期待の国づくりを願うものであります。 村づくりに関しましては、おかげ様にてほぼ順調に進めることが出来ておりまして、議会を始め、村民皆様のご協力に深く感謝を申し上げますとともに、年度後半の村づくりに全力を傾注してまいります。
議 長	本定例会におきましては、平成 23 年度各会計決算の認定の件、教育委員に係る人事案件、平成 24 年度一般会計他 5 特別会計補正予算の件など、ご審議いただくことにしてございます。 よろしく願いを申し上げ、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。 村長の挨拶が終わりました。 ただちに本日の会議を開きます。 (10 時 02 分) 本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。

議	長	日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により議長において、6 番堂場さん、7 番本多さんを指名いたします。
議	長	日程第 2、議会運営委員長報告を行います。 さきの本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。 高橋議会運営委員長
議会運営委員長		議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。 さきに、第 3 回村議会定例会の議事運営等に関して、議長から諮問がありましたので、これに応じ 8 月 31 日午前 9 時 00 分より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。 その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日から 9 月 20 日までの 10 日間とし、会期日程については、お手元に配付したとおりといたしました。 以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。
議	長	委員長の報告が終わりました。 なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。
議	長	日程第 3、会期決定の件を議題といたします。 おはかりいたします。 本定例会の会期は、本日より 20 日までの 10 日間といたしたいと思いをます。 これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、会期は 10 日間と決定しました。
議	長	日程第 4、諸般の報告をいたします。 諸般の報告は、印刷してお手元に配布しておきましたから、ご了承願います。 次に、産業文教常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。 久門産業文教常任委員長
産業文教常任委員長		(産業文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行った。)
議	長	これで常任委員会の報告を終わります。
議	長	日程第 5、一般行政報告を行います。 一般行政報告は文書で配布されております。 なお、口頭で補足説明を求められておりますので、発言を許します。 岡出村長
村	長	それでは、口頭にて補足説明をさせていただきます。

1番目の寄付につきまして、今年の7月11日に記載のとおり現金1,000万円の寄付を受けてございます。匿名希望ということになってございますが、ご寄付の趣旨によりまして村づくりに生かしてまいりたいと思っております。

2番目の畑地かんがい用水札内川導水路破損事故についてであります。別紙1のとおりでございますけれども、内容につきましては詳しく記載をさせていただきました。8月15日に南札内導水路が破損いたしまして、その事故の状況、事故の原因究明、復旧までの対応、更別村の状況と対応について記載させていただいたところであります。

この事故の発生によりまして、受益農家の皆様には節水のご協力などご迷惑をおかけしてございますが、大きな支障が出ないように水の確保等に村も全面協力体制の中で対応しています。

現在、帯広開発建設部では10月中の復旧と事故原因究明の調査を進めておりますが、今回と同様の事故が平成20年にも起きておりまして、事故原因の徹底究明と事故防止策に万全を尽くされるように求めてまいりたいと思っております。

詳しい内容につきましては、お目通しを願うものであります。

3番目の平成23年度更別村のバランスシートについてでございますが、別紙2をご覧くださいと存じます。

更別村のバランスシートについてお示しをしてございますが、1ページ、2ページにつきましては記載要領等でございますので省略をさせていただきまして3ページのバランスシートをご覧くださいと思います。

バランスシートでは貸方、借方、資産の部で、1の有形固定資産では合計で、12,005,018千円となっております。2の投資等の合計でございますが、3,020,096千円となっております。3の流動資産の合計では、2,101,622千円、資産の合計では17,126,736千円となっております。

一方、貸方でございますが、負債の部の1、固定負債でございますが、(1)地方債におきましては、3,989,339千円、これに(3)退職給与引当金を合算いたしまして、固定負債の合計が4,615,713千円となっております。2の流動負債でございますが、流動負債の合計は、569,100千円、したがって負債の合計は、5,184,813千円となっております。正味資産の部でございますが、正味資産の合計は、11,941,923千円となっております。負債・正味資産合計は、17,126,736千円となっているところであります。

次の4ページは、分析値でございますが、これにつきましては、お目通しをお願いするものであります。

続いて5ページ、住民一人あたりバランスシートの要約でございますが、資産の部の1の有形固定資産では、住民一人あたりの残高として、3,529,849円となっております。(3)の基金では、一人あたり799,911

円、投資の合計では、一人あたり888,002円となっております。流動資産の合計では、617,942円となりまして、資産の合計が、5,035,794円、負債の部に入りまして、1の固定負債であります、(1)地方債につきましては、一人あたり1,172,990円、村民一人あたり、これだけの借金があるということであります。固定負債の合計でございますが、1,357,163円となっております。2の流動負債であります、流動負債の合計は、167,333円、負債の合計が、15,244,997円となっております。正味資産の部であります、正味資産の合計は、3,511,298円、負債・正味資産の合計は、5,035,794円となっているところであります。

その他につきましては、お目通しをお願いするものであります。

続きまして、4番目の平成24年度建設工事進捗状況、100万円以上のものでございますが、工事は計画どおり順調に進めさせていただいております、内容につきましては、お目通しをお願いするものであります。

5番目の農作物生育状況につきましては、別紙4に示してございますが、9月1日現在の作況調査であります、一部に遅れが見られますけれどもほぼ順調ということでございます。無事に収穫を終えることを願っているものであります。

以上、報告とさせていただきます。

議 長

これで村長からの一般行政報告を終わります。

これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議 長

日程第6、教育行政報告を行います。

教育行政報告は文書で配布されております。

これで教育長からの教育行政報告を終わります。

これから教育行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議 長

日程第7、議案第30号、更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長

議案第30号、更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件でございます。

更別村教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める

ものでございます。

同意を求めようとする方は、更別村字更別190番地4、高島敏彦氏、昭和33年6月13日生まれでございます。

阿部教育委員の任期満了、ご勇退に伴いまして、後任の教育委員としてご同意をお願いするものであります。

高島氏におかれましては教育行政に精通するを始め、多くの部署を経験して実績を積み重ね、現在、企画政策課長として村づくりに手腕を発揮しております。その豊富な経験と指導力を持って重責を担っていただきたいと思っております。

勇退する阿部氏におかれましては、豊富な経験と執権により、6年間にわたり本村教育の発展にご尽力をいただきました。

特に教育力、学力を高めるため、特別支援教育の充実、指導主事の共同設置の共同設置を始めとして、教育環境、施設の改善、高校の存続、校舎改築促進活動等にその手腕を発揮していただきました。

この場をお借りいたしまして感謝を申し上げたいと存じます。

以上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案説明といたします。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案第30号、更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。

したがって議案第30号、更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することに決定しました。

議 長 日程第8、議案第31号、更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長 議案第31号、更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件でございます。

更別村教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

		同意を求めようとする方は、更別村字更別南3線95番地36、草深恵美さんでございます。昭和42年12月18日生まれでございます。 石井敬子教育委員の任期満了、ご勇退に伴いまして、後任の教育委員としてご同意をお願いするものであります。 草深さんにおかれましては、現在小学3年生の保護者でございまして、子育て、教育中における女性保護者の視点から本村の教育推進にご尽力をお願いするものであります ご勇退されます石井教育委員には、管内的にもまだ数人の女性教育委員という状況の中で教育委員を置いていただいてから3期12年になりますが、豊富なご経験と幅広い視点から本村教育の推進、発展に多大なご尽力を賜ったところであります。 現在、十勝管内の教育委員は半数に迫ろうとしてございますが、このことにつきましても、石井委員は当初から管内女性教育委員のメンバーとして活躍をされまして、大きな役割を果たしてきたものであります。この場から厚くお礼を申し上げさせていただきます。 以上、提案説明といたします。 ご同意方よろしくお願い申し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。 おはかりいたします。 ただいま議題となっております議案第31号、更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって議案第31号、更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することに決定しました。
議	長	日程第9、議案第32号、損害賠償の和解及び損害賠償の額を定める件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
村	長	岡出村長 議案第32号、損害賠償の和解及び損害賠償の額を定める件でございます。 自動車事故による損害賠償の和解及び損害賠償の額を次のとおり定めるものとするものでございます。 和解の相手方でございますが、1に記載のとおり、札幌市の小坂邦貴

氏、電子通信業の会社員でございます。

2の事故の概要でございますが、今年の7月30日、午前9時15分頃、河西郡更別村字更別南4線13番地7付近の道道更南更別停車場線と道道清水大樹線の交差点において、本村職員が運転する車両が一時停止後、右方向より来ていた車両に気づかず進行し、交差点内において衝突したものでございます。

この事故によりまして、人身事故はなかったわけではありますが、物損事故につきまして、3のとおり和解の内容としたところであります。

更別村が相手方に損害賠償金の支払いの後、双方とも、本件に関して如何なる事情が起こっても、裁判上、裁判外において、一切異議請求の申立をしないという内容であります。

4の損害賠償金でございますが、556,322円としてございます。

相手方のハイエースの損害修理費が618,135円となっておりまして、過失割合、村が9の過失、相手方が1ということから、556,322円としたところであります。

村の公用車につきましても、237,000円程修理費がかかってございますが、これらにつきまして、賠償金も含めて全額保険において賄われるということになってございます。

理由であります、自動車事故による損害賠償の和解、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規程により議会の議決を求めるものであります。

なお、事故防止につきまして、再度職員に徹底してまいりたいと思っております。

以上、提案説明といたします。

ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

議 長 (ありませんの声あり)
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

議 長 (原案賛成の声あり)
これで討論を終わります。
これから議案第32号、損害賠償の和解及び損害賠償の額を定める件を採決いたします。

議 長 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第10、議案第33号、平成24年度更別村一般会計補正予算(第3

		号) の件を議題といたします。
		提案理由の説明を求めます。
		岡出村長
村	長	議案第 33 号、平成 24 年度更別村一般会計補正予算（第 3 号）の件で ございます。
		第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 174, 200 千円を追加 し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4, 209, 782 千円とするもの であります。
		第 2 項以下につきましては、お目通しを願うものであります。
		この度の補正につきましては、主なものといたしまして、まず普通交 付税等の増額決定と前年度決算に伴う繰越金の増から財政ルールに基 づいて基金の積み増しを行うとともに当初予算の基金から繰入を減額 する等、財政調整を行うものであります。
		次に交付税の増額措置を受けて村内の経済対策として村単独にて 100, 000 千円規模の経済対策を行うこととしたものであります。
		事業内容につきましては道路等のインフラの整備促進、商工業の振 興、公共施設における節電対策、学校施設の整備他としてございます。
		また若者の減少から国の制度を活用し、地域協力隊事業を行うととも に、予防接種の事項等で関心の高いポリオ予防接種について安心の復活 化ワクチンに切り替えて実施するものであります。
		その他、子ども手当や農業者戸別所得補償の制度改正による関連の補 正と多額の寄付に伴う補正等を主なものとしてございます。
		なお、詳細につきましては、三好副村長に補足説明をいたさせます。
		ご審議方、よろしくお願い申し上げます。提案説明といたします。
		よろしくご審議方お願い申し上げます。
		三好副村長
副	村 長	（議案第 33 号、平成 24 年度更別村一般会計補正予算（第 3 号）の件 について、補足説明を行った。）
議	長	この際、暫時休憩いたします。
		午前 11 時 25 分まで休憩いたします。 (11 時 10 分)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (11 時 25 分)
		先程、説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行いま す。
		質疑の発言を許します。
		6 番 堂場さん
6 番	堂場議員	款 2 総務費、目 4 地方振興費、市街地活性化事業で新栄町の公園で 9, 700 千円の説明があったのですが、これは遊具等も全部整備するとい うことですか。細かい説明をお願いします。
議	長	高島企画政策課長
企画	政策課長	お手元の平成 24 年度の一般会計補正予算(第 3 号)の予算資料、建設

議長
6 番 堂場議員

議長
企画政策課長
議長
6 番 堂場議員

議長
副 村 長

議長
6 番 堂場議員

議長

事業調ですけれども、ご覧いただきたいと思います。

1 ページに総務費、事業名で市街地活性化事業、臨時分とございます。その備考欄に詳細が記載されております。新栄町公園遊具等整備工事でございますけれども、既存の遊具等撤去、コンビネーション遊具、2 連ブランコ、鉄棒、スペースキューブ、東屋 1 棟、芝生の吹付ということで公園の面積は 1,146 平米となっております。

それでこれは資料にはまだ図面が添付はされておりませんで、レイアウト等については、今検討中でございます、この遊具等を設置してレイアウトを決めたいと考えております。

6 番 堂場さん

ということは、遊具については新しいものにするということですよね。

高島企画政策課長

全部撤去しまして新しい遊具に変えるということになります。

6 番 堂場さん

実はこの公園については、まず先に聞きたいのは、この市街地の中で行政区の中で、公園のない行政区もあると思うのです。それで公園を設置するにあたっての基準とか規則とかは何かあるのか。

三好副村長

村として独自に公園の設置の基準というものは設けてございません。

ただ、これまで公営住宅を建設する際に事業要件にある一定の基準に基づいて、これまで公園の整備をしてきているところでございます。

6 番 堂場さん

基準がないということで、そういう考えで計画していくのはいいのですが、例えば新栄町にしてもほとんど年寄りばかりで子どもはあまりいないと思うのです。そうすると、ここにあるように鉄棒だとか、ブランコだとか、かえって老人が行って危ないようなことのないように計画してほしいわけです。今、子供達が少ないのだから、老人が公園に行って休める場的なものに考えを変えてほしいと思うのです。おそらくこれは地域住民の要請、要望があって、新栄町の公園も整備計画も持って直していくと思うのです。確かに草がボーボーで今まではすごかったのと、あの地区には子供もあまりいないから子供も行っていないし、それでこの計画になったから良いことだと思うのですが、やっぱりそういうことで地域に合った公園にしてほしいと希望いたします。

それからもう 1 つですが、子供がたくさんいる行政区や、子供がたくさん増えている新しい団地もあるのです。そういう所には公園がないのです。それで公園を作ってほしいというようなこともちらっと聞くことでもあるのですが、そういう規程がないのであれば、その辺もよく把握しながら地域全体の村活性化につなげてほしいと思います。

三好副村長

副 村 長

今回提案させていただいております新栄町の公園の遊具等の整備工事につきましては、市街地活性化事業の中での一環の事業でございます。新栄町の公園のリニューアルを図るためには、地域との話し合いのもとに進めてきているところでございます。その中で、私もその先に住居を構えているものですから、よくそのそばを通るわけなのですけれども、実は賃貸住宅が建ってきてございまして、そこの子供さん方がよく遊んでいるような所を見かけます。その中でやはり遊具等が老朽化して危険だということの中で、今回リニューアルするというような部分がひとつ盛り込まれているところでございます。また、やはり高齢化社会に向けて高齢の方がおられるのも事実でございます。その中で東屋等も設けまして休憩の部分の設けることによって、子供さんから高齢の方まで利用出来るような施設整備を進めていきたいということで計画しているところでございます。また市街地の中に公園が必ずしも適正な形で配置されているかという、なかなかそうでない所もございすけれども、今のところ既存の公園の周辺だとかということで、これ以上公園を増設するというような状況にはまだ至っていないところではございすけれども、その辺も点検して市街地活性化の中で土地の有効活用を図る中で検討は進めていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長

4 番 松橋さん

4 番松橋議員

今回の目玉と言われている地域おこし協力隊事業で更別村は2名募集して3年間で1名につきましては特産品の開発、もう1名については観光の部門を担当してもらう。もう少し詳しくお聞きしたいのですけれども、人件費等は理解出来ますけれども、例えば募集は全国ベースですか、インターネット等ですか。この身分は役場の臨時職員扱いになるのですか。それと全国ベースで行う事業ですから、おそらくかなりの金額を国は用意したのでしょうかけれども、もしわかれば、その辺も含めてお願いいたします。

議 長

高島企画政策課長

企画政策課長

地域おこし協力隊制度でございすけれども、先程ご説明をいたしましたが、地方自治体が都市住民の受け入れということで、地域おこし活動の支援、農林業の支援、住民生活支援等の地域協力活動ということでございまして、総務省の地域おこし協力隊の制度を活用して更別村の人口減少、高齢化の進行が著しいということで、地域外の人材を積極的に誘致をして最終的には定住、定着を図ることということで、よくある都市住民のニーズに応えるということで、その維持強化を図っていくことを目的にしている事業でございまして、その取組みとしてそれぞれの市町村で要綱を制定しておりますが、特産品開発ですとか、村のピーアール、観光関係についての要綱を制定したところでございます。それからこの協力隊の身分でございすけれども、予算にございす報償費とい

う形で、その経費を見てございます。これは地方自治体の長が委嘱をする形ということになりますので、最終的には委嘱状を交付して一人あたり1年間2,000千円を上限としておりますが、今年度につきましては年度途中ということでございますので、半年分の計上ということになっておりますし、その他の活動費の上限としまして1,500千円ということで予算に載せてございますけれども、提案させていただいております需用費、役務費等がこの活動経費にあたるということになります。合わせますと年間3,500千円の上限ということで、国の財政支援ということで、特別交付税で措置されるということでございます。おおむねこの期間は1年以上ですけれども、最長3年間その特別交付税の支援を受けられるということでありまして、最終的には移住・定住をしていただければということで、3大都市圏、過疎地域、離島に条件不利地に来られる方ということで、それ以外の指定されていない地域から更別村に来るということは可能でございます、例えば帯広市からの協力隊も応募があれば可能になるということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長
4番松橋議員

4番 松橋さん

結局は都市というのは帯広市も含まれるということで、最終的には住んでもらうということが目標であるのですけれども、人選が難しいと思うのですけれども、その辺の心配は全然ないのですか。

議長
副村長

三好副村長

どのような方が応募してくるのかわからないところではございますけれども、今回応募するにあたって予算措置をしておかなければことが進まないということで予算措置はさせていただいているところでございます。以前、この制度が発足した当時には応募者が殺到している町村がかなりあったのですけれども、その後、震災の関係等があったりして、そちらの方に応援に行くとか、そういったことがあるということと、今回は年度途中での募集というふうになりますので、その辺りでどの位の応募が来るのかはちょっと計り知れないところでございます。なお、選考にあたっては特産品開発、観光に精力的に取り組んでいただける方を優先的に委嘱していきたいと考えているところです。

また企画政策課長からもお話がありましたように、最終的には定住に結び付けたいということでございますので、それに相応しい方を委嘱する形で今回の場合、2年半という期間になりますけれども、それが終了後には更別村に定住できるべく就業の場の確保も村の方では支援していかなければならないということが制度の条件にもなっておりますので、進めていきたいと考えているところでございます。

議長
1番高木議員

1番 高木さん

松橋議員の質問と関連した中で、地域おこし協力隊についてお聞きしたいのですが、全国の地域で活躍している人達もたくさん事例としてあ

がってはいるのですが、これに応募する人達は地域のためという部分よりも自分達で新しいことを考えながら自分達の思いで新たなものを作っていきたいという意欲も多分たくさんあると思うのですが、更別村で特産物等、観光についてお手伝いいただくという中で、どういう部分について協力をお願いするのか、観光についてもどういう部分について協力をしていただきながらやっていくのかという部分については、なかなか形が出来上がっていない状況で隊員さんだけは呼びますよという部分では若干まだ時期的には早いのかなと思われるのですが、その辺今回特産品、観光についても若干の予算を付けながら検討する予算くらいは補正で出していただいて、地域の特産の方の緊急の部分にももっと力を入れなければならないだろうし、観光の部分についても何らかの動きを取った中で募集と言う形が出来れば1番良いのかなと思うのですが、これについては来るかどうか分からない部分もありますので、その辺まではまだ先に行かないとは思いますが、取るからにはこういうことをやりたいというビジョンがないとなかなか来てもらえない部分もあると思うのですが、その辺についてよろしくお願いします。

議長
副 村 長

三好副村長

今回、特産品と観光という部門で各1人ずつ募集していこうということでの経費を上げさせていただいたところでございます。

特産品にはうどんの関係、小麦粉を主にした特産品を始め、色々な特産品をそれぞれ今検討されている状況でございます。ただ、いずれにしても特産品を開発していく中でマーケティング調査だとか、そういったものを一歩前に進めていかないと自分のところだけでやっていくというのは昨年からもうどんの関係で始めていますし、次のステップに移らなければならない、そういった時に新たな展開を進めていただける人を確保していかなければならないということで、今回特産品の部分では協力隊の募集をかけているところでございます。募集で応募があつて委嘱出来た際にはその方と一緒に戦術的に物事を進めていきたいと思っているところでございます。また、特産品開発につきましては既存の予算の中で可能性の調査とか、そういった部分を委託する考えも持っております。そんな中で進めていきたいなと思っているところでございます。

また観光の部分につきましては、トラクターバンパが今年10回目という節目を迎えまして、これも広く認知されているところでございます。それを核に各種イベント等がありますけれども、やはりもっとピーアールを積極的に進めていかなければならないのではないのかなというところがありますので、その辺のコーディネートも協力隊員の方が観光協会、村、関係機関とも連携しながら進めていかなければならないのではないかなと思っております。

議長

岡出村長

村 長	今回特産品と観光ということですが、これもそれぞれの分野でタイアップしていかないとなかなかアピールが弱いということでございまして、今回はこの2つの部門で応募をかけて観光と物産の部分を積極的に進めていきたいと思っているところでございます。
議 長 1 番高木議員	1 番 高木さん 1 年や2 年ではなかなか事業の内容も把握しながら色々やっていくのは大変だと思いますので、時間をかけてじっくりと特産品ないし観光については観光協会も含めて中心的な役割を担ってもらえるような人材を選んでいただきながら進めていただけるとありがたいと思います。
議 長 副 村 長	三好副村長 特産品、観光とそれぞれまだやり足りないところが多々ある状況でございます。そんなことで協力隊員の力を借りながら、村の良い点を引き出していききたいなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
議 長 6 番堂場議員	6 番 堂場さん 民生費の 13 ページ、福祉の里総合センター改修事業で委託料、太陽光発電設計委託料で 60 キロワット規模という説明ですが、これはこの事業の設計だけに 2,961 千円かかるということですか。いつから事業を開始するのか。
議 長 保健福祉課長	金曾保健福祉課長 本年度予算として計上いたしましたのは、設計料でございます。建設につきましては来年度を計画しております。予算規模につきましては、浄化センター等の規模を勘案しますと 60,000 千円程度になるのかなと概算では考えております。
議 長 6 番堂場議員	6 番 堂場さん 60,000 千円程度の事業に 2,961 千円というのはすごく高いものだと思うのですが、設計だけでこんなにかかるものなのですか。
議 長 建設水道課長	三品建設水道課長 設計業務の中味ですけれども、それぞれの建物の構造計算、設備の計算書、それぞれの設計の原図等のもの、製本、実際に単価を出す時の材料の算出等の計画を持つての業務内容になっております。それぞれの中味の調査の詳細部分ですけれども、一応建築の構造図の中にそれぞれ基礎の部分ですとか、建物の強度的な計算等も若干は含んでいる状況でございます。
議 長	他に質疑はありませんか。
議 長	(ありませんの声あり)
議 長	これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議 長	これで討論を終わります。

		これから議案第 33 号、平成 24 年度更別村一般会計補正予算（第 3 号）の件を採決いたします。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	この際、暫時休憩いたします。
		昼食のため 13 時 30 分まで休憩いたします。（11 時 52 分）
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。（13 時 30 分）
議	長	日程第 11、議案第 34 号、平成 24 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。
		提案理由の説明を求めます。
		岡出村長
村	長	議案第 34 号、平成 24 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の件でございます。
		第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 55,501 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 547,274 千円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,083 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 429,707 千円とするものであります。
		今回の補正の内容であります、事業勘定の方から説明申し上げます。
		9 ページをお願い申し上げます。事業勘定の歳出であります。
		款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費で 105 千円の追加であります。これにつきましては、扶養控除の制度が改正になりまして、それに伴うコンピュータシステムの改修でありまして、北海道自治体情報システム協議会の負担金が増えるということでございます。
		款 2 保険給付費、補正額は出てきませんが、それぞれ財源振替ということです。
		款 3 後期高齢者支援金等でございますが、項 1 後期高齢者支援金、目 1 後期高齢者支援金、39 千円の追加であります。これにつきましては、後期高齢者支援金を追加させていただくものであります。
		款 9 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 基金積立金、32,504 千円追加するものでありまして、前年度の繰越金が 61,946 千円ということでございまして、ルールに基づきまして 2 分の 1 以上、32,504 千円を今般積立するものであります。
		款 10 諸支出金、項 3 過年度過後納還付金、目 1 過年度過誤納還付金におきましては大きく 23,303 千円を追加するものであります。これにつきましては、平成 23 年度の実績に基づきまして精算するものでありまして、過大に受けていたものを精算で還付するものであります。

次に歳入の 7 ページをお願い申し上げます。

款 1 国民健康保険税、項 1 国民健康保険税、目 1 一般被保険者国民健康保険税で 8,702 千円を減額するものであります。現年度分でございます。今年度の算定の結果、医療給付費分現年課税分として 6,442 千円の減、後期高齢者支援金分現年課税分として 2,042 千円の減、介護納付金分現年課税分として 218 千円を減額するものであります。

款 5 前期高齢者交付金、項 1 前期高齢者交付金、目 1 前期高齢者交付金につきまして、2,252 千円を追加するものでありまして、現年度分の算定によりまして増となるものであります。

款 9 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰越金につきましては、105 千円の追加であります。これは先程コンピュータのシステム改修で申し上げましたけれども、一般会計の負担分としてルールに基づきまして増額するものであります。

款 10 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金、61,846 千円の追加であります。これは前年度の繰越でございます。前年度は幸いにも医療費が安定したということで、このような繰越金が生じたところであります。

次に診療施設勘定に入りまして、歳出、14 ページをお願い申し上げます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、1,083 千円の減でございます。これにつきましては、4 月の人事異動によりまして、それぞれ減額あるいは共済費については共済掛金の負担率のアップということで追加するものであります。

次に歳入、13 ページをお願い申し上げます。

款 1 診療収入、項 3 その他の診療収入、目 1 諸検査等収入で 276 千円を追加するものでございます。これにつきましては、一般会計でも説明してございますけれども、ポリオの予防接種につきまして復活化ワクチンに変えるということで回数等の増加によりまして各種予防接種診断料等も増えてくるということでございまして、収入の増を見込んでおります。

款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金につきましては 1,359 千円を減額するものであります。歳入、歳出の調整を図った上で一般会計からの繰入金について調整をここでするものであります。

15 ページからの給与明細書につきましては、後程お目通しを願うものであります。

以上、提案説明とさせていただきます。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

質疑なしと認めます。

議長

議長

議 長

これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 34 号、平成 24 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第 12、議案第 35 号、平成 24 年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長

議案第 35 号、平成 24 年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）の件でございます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,939 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 48,623 千円とするものでございます。

今回の補正の内訳でございますが、歳出から説明申し上げます。

6 ページをお願い申し上げます。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金、1,939 千円の追加をするものであります。これにつきましては、歳入の状況、実績等を勘案いたしまして今般 1,939 千円を追加するものであります。

次に歳入、5 ページをお願い申し上げます。

款 1 後期高齢者医療保険料、目 1 後期高齢者医療保険料で 1,371 千円を追加するものでございます。その内訳であります、目 1 特別徴収保険料 319 千円、目 2 の普通徴収保険料 1,052 千円をそれぞれ追加するものであります。現年度分でございます、今年度の算定実績からそれぞれ記載のとおり追加をしていただきます。

款 3 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金で 568 千円の追加であります。これにつきましては、前年度の繰越金ということでございます。

以上、提案説明とさせていただきます。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

質疑なしと認めます。

議 長

これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 35 号、平成 24 年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第 13、議案第 36 号、平成 24 年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長

議案第 36 号、平成 24 年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の件でございます。

第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,716 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 290,930 千円とするものでございます。

まず事業勘定の歳出から説明申し上げます。

8 ページをお願い申し上げます。

款 3 地域支援事業、項 2 包括的支援事業・任意事業、目 1 包括的支援事業費におきまして、59 千円を減額するものであります。サービス事業勘定の繰越金の増加のためにここで調整のため減ずるものであります。

款 4 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 基金積立金におきましては、1,976 千円の追加であります。繰越金 2,358 千円のうち、ルールに基づきまして、1,558 千円の追加並びに過年度分の精算交付金が増えておりますので 427 千円を足して 1,976 千円を追加するものであります。

款 5 諸支出金、項 1 過年度過誤納還付金、目 1 過年度過誤納還付金につきましては、799 千円の追加であります。平成 23 年度分の精算として多く入ってきてございましたので、還付するものであります。

歳入、6 ページをお願い申し上げます。

款 1 介護保険料、項 1 介護保険料、目 1 第 1 号被保険者保険料、14 千円の追加であります。今年度の算定の実績から追加させていただきます。

款 3 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 3 地域支援事業交付金につきましては、26 千円の追加であります。これにつきましても現年度分として追加するものであります。

款 4 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金、目 1 介護給付費交付金につきまして、107 千円の追加であります。これにつきましては過年度分

の精算によりまして追加交付されてくるというものでございます。

款 5 道支出金につきましては、324 千円、その内訳であります、項 1 道負担金、目 1 介護給付費負担金におきまして、311 千円の追加、これにつきましても過年度分でございます、精算により追加をされてくるということであり、項 2 道補助金、目 2 地域支援事業交付金につきましては、13 千円の追加であります。これにつきましても、過年度分として追加交付されるということであり、

款 7 繰入金、項 1 一般会計繰入金として、112 千円の減、その内訳であります、目 3 地域支援事業繰入金として、13 千円の追加、目 4 その他一般会計繰入金として、125 千円の減でございます。現年度分につきましては 13 千円追加するわけであり、その他一般会計繰入金からは繰入金としては 125 千円の減で、これはそれぞれ調整の上、減額するものであります。

款 8 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金としては、2,357 千円の追加であります。これは前年度繰越金でございます。

次にサービス勘定、歳出の説明を申し上げます。

13 ページをお願い申し上げます。

補正額につきましてはございませんけれども、財源振替ということでございます。これは繰越金増加のために 59 千円を財源調整するものであります。

次に歳入の 12 ページをお願い申し上げます。

款 2 繰入金、項 1 事業勘定繰入金、目 1 事業勘定繰入金につきましては、59 千円を減ずるものであります。これは款 4 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金で、今般 59 千円の繰越金を追加するものでございまして、それぞれ財源調整をするものでございます。

以上、提案説明とさせていただきます。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

議長 (ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

議長 (原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから議案第 36 号、平成 24 年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議	長	異議なしと認めます。
		したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 14、議案第 37 号、平成 24 年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。
		提案理由の説明を求めます。
		岡出村長
村	長	議案第 37 号、平成 24 年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の件であります。
		第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,373 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 47,202 千円とするものであります。
		歳出から説明申し上げます。
		6 ページをお願い申し上げます。
		款 1 水道経営費、項 1 水道経営費、目 1 水道管理費におきまして、1,373 千円を追加するものであります。共済費の 50 千円につきましては説明を省略させていただきます。13 の委託料、315 千円の現額につきましては、水道ビジョン策定に伴う委託料執行残でございます。15 の工事請負費につきましては、高規格道路関連で南 1 線道道昇格に伴いまして、管の移設をするということで、これにつきましては 1,638 千円追加をするものであります。
		次に歳入、5 ページをお願い申し上げます。
		款 1 分担金及び負担金、項 1 負担金、目 1 水道費負担金、1,209 千円の追加であります。先程申し上げました、管の移設工事で道から補償される額でございます。
		款 3 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金につきましては、91 千円の追加であります。これは財源調整によりまして、今般追加するものであります。
		款 4 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金につきましては、73 千円の追加であります。これにつきましては前年度繰越金となっております。
		なお、7 ページの給与費明細書につきましては、お目通しを願うものであります。
		以上、提案理由とさせていただきます。
		ご審議方よろしくお願い申し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
		質疑の発言を許します。
		（ありませんの声あり）
議	長	質疑なしと認めます。
		これで質疑を終わります。
		これから本案に対する討論を行います。
		討論の発言を許します。

議	長	(原案賛成の声あり) これで討論を終わります。 これから議案第 37 号、平成 24 年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
	長	日程第 15、議案第 38 号、平成 24 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 岡出村長
村	長	議案第 38 号、平成 24 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) の件であります。 第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 662 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 175, 359 千円とするものであります。 歳出から説明申し上げます。 6 ページをお開き願います。 款 1 総務費で 142 千円の減でございます。その内訳として、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費におきまして、567 千円の追加、これにつきましては、3 の職員手当等で 524 千円の追加、これにつきましては、春先の地下水の異常上昇に伴いまして、施設の管理に勤務時間外が多くなったということであります。4 の共済費につきましては、省略をさせていただきます。項 2 施設管理費におきまして、709 千円の減であります。目 1 下水道施設管理費で 597 千円の減、これにつきましては、浄化センターの維持管理委託料につきまして、今年度の入札によりまして、入札執行残となるものであります。目 2 農業集落排水施設管理費におきまして、112 千円の減、これにつきましても浄化センター維持管理費委託料として入札執行残分を減額するということであります。 款 2 事業費、項 1 下水道整備費、目 1 下水道建設費につきましては、2, 840 千円の追加であります。工事請負費の追加でございまして、高規格道路の関連でございまして、南 1 線道路の道道昇格整備に伴いまして、公共柵の移設をしなければならないということから、今般追加をさせていただきます。 次に 5 ページ、歳入をお願い申し上げます。 款 1 分担金及び負担金、項 2 負担金、目 1 下水道事業負担金として、2, 252 千円の追加であります。これにつきましては歳出で説明申し上げましたとおり、移設整備に伴う道からの補償費でございます。 款 3 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金につきましては、

		346 千円の追加でございまして、これは財源調整の結果、追加するものでございます。 款 4 繰繰越金、項 1 繰繰越金、目 1 繰繰越金、64 千円の追加であります。 これは前年度繰繰越金となつてございます。 なお、給与費明細書につきましては、お目通しを願うものであります。 以上、提案理由とさせていただきます。 ご審議方よろしくお願いを申し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 （ありませんの声あり）
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 （原案賛成の声あり）
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 38 号、平成 24 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	この際、関連がありますので、日程第 16、認定第 1 号、平成 23 年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、日程第 21、認定第 6 号、平成 23 年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの 6 件を一括議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 岡出村長
村	長	認定第 1 号、平成 23 年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、認定第 6 号、平成 23 年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件まで一括、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、監査委員の審査意見書を添えて提出するものであります。 また資料といたしまして、各会計決算資料と地方自治法の各条項の規定に基づき、各部門別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要、基金管理運用状況調、更には南十勝消防事務組合会計決算資料を提出しているところであります。 平成 23 年度は、第 5 期更別村総合計画に基づいて、その目標を達成すべく、村づくりを進めてきたところであります。特に昨年 3 月 11 日に発生した未曾有の東日本大震災によって国の交付金等にも大きな影響が出るものと思っていたところでありますが、幸い交付税を始めとした財源がほ

ば確保されまして、おかげ様にて計画通り村づくりを進めることが出来まして、議会を始め、村民皆様の多大なご支援とご協力に深く感謝を申し上げる次第であります。

また姉妹市であります東松島市への支援等につきましても、ご理解とご協力を賜ったところでありまして、重ねてお礼を申し上げます。

各会計の決算状況は、提出議案の更別村各会計歳入歳出決算書によるところでありますけれども、説明につきましては、資料として提出の各会計決算資料にて内容を説明させていただきます。

まず1ページをお願い申し上げます。

1ページは各会計決算状況の一覧でございますが、各会計の決算額等につきましては、この後、会計毎に説明を申し上げますので、ここでの説明は省略をさせていただきます。総体的には健全財政が保たれたと思っ

ているところであります。

次に2ページをお願い申し上げます。

一般会計財政収支の状況であります。

本年度の歳入につきましては、4,304,229千円となったところであります。歳出につきましては、4,132,393千円、歳入歳出差引額につきましては、171,836千円、翌年度に繰り越すべき財源としては、33,712千円、実質収支につきましては、138,124千円となりました。前年度実質収支が165,174千円でありましたので、単年度収支といたしましては、マイナスの27,050千円となるところでございます。財政調整基金積立金につきましては、179,066千円、実質単年度収支につきましては、152,016千円となったところであります。

なお、前年度、前々年度の決算状況につきましては参考にしていただきたいと存じます。

3ページにまいりまして、一般会計歳入歳出決算構成表であります。

主なもののみ申し上げさせていただきますけれども、款1村税につきましては、収入済額が506,951千円となりまして、対前年度32,296千円の増となったところであります。6.8%増となったところでありますけれども、これにつきましては村民税で8,797千円、固定資産税におきまして21,453千円、それぞれ増となったところであります。9の地方交付税で収入済額が2,138,582千円、対前年度比では75,332千円の減となりました。普通交付税といたしましては、91,859千円の減となったところでありますけれども、特別交付税におきまして東日本大震災、東松島市への支援がカウントされまして、特別交付税につきましては16,527千円の増となったところでございます。

13の国庫氏支出金につきましては、173,354千円の収入、対前年度46,385千円の減となりましたけれども、これにつきましては前年度の国の緊急経済対策事業が大きいものでございましたので、その関係で減ってございます。14の道支出金につきましては、123,724千円の収入、対

前年度で18,819千円の増でありますけれども、これにつきましては、平成22年度からの繰越事業といたしまして、カントリーパークの整備にかかる補助金が増加になったということであります。16の寄付金につきましては、15,600千円、これは多額の寄付をいただいたところでございます。20の村債につきましては、524,871千円の収入、対前年度で137,783千円の増となりました。これは過疎対策事業債として平成22年度からの繰越事業分も含めまして、168,600千円程増となっておりまして、一方、臨時財政対策債につきましては、30,000千円程減となりまして、差引このような増加となったところであります。

続いて4ページをお願い申し上げます。歳出であります。

主なところだけ申し上げますと、2の総務費、1,151,093千円の支出済、これにつきましては53,301千円の増となっておりますが、これは基金を少し大きく積み増しをいたしました関係上、増加となったところであります。3の民生費、支出済額が508,796千円、対前年度比36,667千円の減でありますが、これは憩の家の改築が終了したことで保育所の運営助成金が児童数の減等もございまして、補助金が減ったということが主な原因となっております。4の衛生費、296,497千円の支出済、対前年度30,832千円の減となっておりますが、診療所への繰出金で簡易水道、下水道会計への繰出金が総じて減少したということが主な原因でございまして。6の農林水産業費、507,183千円の支出済額、13,799千円の対前年からの増加でありますが、これにつきましては道営事業の増加あるいはふるさと館、プラムカントリー改修費の増となっております。7の商工費につきましては、108,964千円の支出済、52,764千円と大きく増えてございますけれども、これは情報拠点施設の整備あるいはカントリーパークの改修費の増となっております。8の土木費、343,905千円の支出額、対前年度では87,518千円の増でありますが、これにつきましては道路橋梁等の整備促進ということから増になってございます。10の教育費におきましては396,106千円、対前年度比24,991千円の増でありますけれども、これにつきましては指導主事の共同設置、あるいは改善センター、給食センターの改修費の増によるものであります。

次に5ページから25ページにかかけましては、それぞれ資料としてご参照を賜りたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

26ページの特別特別会計財政収支の状況でございまして。

少し字が小さくて見づらいところでございますけれども、概略説明を申し上げます。

国民健康保険特別会計の事業勘定でありますが、歳入で533,427千円、歳出で471,480千円、歳入歳出差引額61,947千円、実質収支におきましては61,947千円、前年度実質収支につきましては34,361千円、単年度収支につきましては27,586千円、基金積立金701千円、実質単年度収支につきましては28,287千円となったところでございます。

続いて施設勘定でございますが、歳入で411,567千円、歳出で411,467千円、歳入歳出差引額100千円、実質収支につきましても100千円、前年度実質収支につきましても100千円となっております。

次に後期高齢者医療事業特別会計につきましては、歳入で41,448千円、歳出で40,879千円、歳入歳出差引額569千円、実質収支につきましても569千円、前年度実質収支につきましては43千円、単年度収支526千円、実質単年度収支につきましても526千円となったところでございます。

次に介護保険事業特別会計の事業勘定でございますが、歳入で261,225千円、歳出で258,866千円、歳入歳出差引額2,359千円、実質収支につきましても同額であります。前年度実質収支につきましては5,671千円、単年度収支につきましては3,312千円の減、基金積立金6,222千円、実質単年度収支につきましては2,910千円となったところでございます。

サービス事業勘定につきましては、歳入で1,737千円、歳出で1,677千円、歳入歳出差引額6千円、実質収支、単年度収支、実質単年度収支につきましても同額でございます。

次に簡易水道事業特別会計でございますが、歳入で71,348千円、歳出で71,174千円、歳入歳出差引額174千円、実質収支額も同額であります。前年度実質収支は102千円、単年度収支につきましては72千円、実質単年度収支も同額でございます。

次に公共下水道事業特別会計でございますが、歳入で220,376千円、歳出で220,212千円、歳入歳出差引額164千円、実質収支額も同額でございます。前年度実質収支につきましては214千円、単年度収支につきましては50千円の減で赤字となっております。実質単年度収支につきましても同様でございます。

次に27ページ、国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算構成表でございます。

特に歳出の2の保険給付費、決算額で274,854千円となったところであります。これにつきましては給付費が年々伸びていたわけですが、23年度は給付費が減少しまして、対前年度比から61,966千円減少してございますけれども、医療費がおさまっているということで、財政の安定化にも貢献したということでございます。

28ページが状況でございますが、これにつきましては、ご参照いただくものであります。

次に国民健康保険特別会計施設勘定の歳入歳出決算構成表でございますが、29ページをお願い申し上げます。歳入で1の診療収入、241,581千円となりました。対前年度増減額といたしましては、12,768千円の増であります。これにつきましては主には、外来収入の増ということでございます。この結果、4の繰入金、決算額116,670千円となっております。

が、対前年度比では11,671千円の減となったところであります。この入院収入等の数値につきましては下段に運営状況でお示しをさせていただきますのでご覧いただきたいと存じます。

次に30ページ、後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算構成表であります。それぞれお示しのとおり、毎年増加の傾向にあるということでございます。ここは特に説明をいたしませんけれども、下段の後期高齢者保険料の収入状況につきましては、それぞれ100%ということでございます。

次に31ページ、介護保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算構成表でございます。特には一時期の伸びが納まったということで安定化に向かっているところであります。こうしたことから、平成24年度からの介護保険料につきましては、据え置きとさせていただいたところでございます。その他につきましては、ご参照賜りたいと存じます。32ページもご参照いただきたいと存じます。

次に33ページ、介護保険事業特別会計サービス事業勘定、歳入歳出決算構成表であります。特に説明申し上げることはございません。お目通しを願うものであります。

次に34ページ、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算構成表であります。歳入の3の国庫補助金につきましては、7,315千円の決算額であります。対前年度増減額としては5,512千円の増でございます。これにつきましては、歳出の1の水道経営費、決算では62,703千円となりまして、対前年度では17,823千円増となっておりでございますが、中央監視装置の更新が主なものであります。また南札内の浄水場の整備に係る負担金として14,000千円程ここから支出してございますので、これらが増加の要因となっております。35ページは簡易水道事業の状況でございますので、お目通しをお願い申し上げます。

次に36ページ、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算構成表であります。歳入で3の国庫支出金、28,066千円、対前年度28,066千円の増であります。これにつきましては歳出の2の事業費で76,126千円の決算額でございますが、対前年度53,688千円増加となっておりますが、これにつきましては浄化センターの太陽光発電施設整備50キロワットの整備にかかるものでございます。

37ページから39ページは、お目通しをお願い申し上げます。

40ページにまいりまして、参考1として、財政指数等に関する表であります。

上段の財政力指数、3か年平均という欄がございますが、これにつきましては0.224%となったところであります。公債費の負担比率につきましては、17.0%、対前年度からは0.5%の改善、公債費比率につきましては9.2%となりまして、対前年比1.1%の改善、実質公債費比率につきましては7.5%となりまして、対前年比1.5%改善したところであります。

す。経常収支比率につきましては、74.7%と1.7%増加しておりますけれども、どうしても交付税の額によりまして、多少上がったたり下がったりするわけでありまして、去年は交付税が少し減りましたのでその分増えたという要因があります。地方債許可制限比率につきましては5.2%と1.1%の改善を見てございます。村税の徴収率でございますが、現年度課税分としては99.7%、滞納繰越分としては12%、合計で98.3%となったところであります。その他につきましては、お目通しをお願いするものであります。その他、色々と資料を提出してございますが、それぞれお目通しをお願いするものであります。

今度は決算書に戻っていただきまして、231ページからは財産に関する調書であります。これにつきましては、それぞれお目通しをお願いするものであります。

その他、提出資料につきましても、ご参照賜りたいと存じます。

以上、雑駁でありますけれども、提案説明とさせていただきます。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議 長 この際、暫時休憩いたします。 (14 時 30 分)

14 時 40 分まで休憩いたします。

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (14 時 40 分)

おはかりいたします。

認定第 1 号、平成 23 年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、認定第 6 号、平成 23 年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの 6 件につきましては、本会議での質疑を 3 回までとする会議規則第 55 条の規定を適用しないで、審議を進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第 1 号、平成 23 年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、認定第 6 号、平成 23 年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの 6 件につきましては、会議規則第 55 条の規定を適用しないで、審議を進めることに決定しました。

審議の方法についてお諮りいたします。

一般会計は款ごとに歳出決算、次に歳入決算の順に国民健康保険特別会計事業勘定は歳出決算、次に歳入決算の順に、国民健康保険特別会計施設勘定及び他の特別会計は歳入・歳出一括で補足説明を受け質疑を行います。

その後、会計決算ごとに討論・採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長 異議なしと認めます。

一般会計歳出決算から質疑を行います。

	37 ページ、款 1 議会費に入ります。 補足説明を求めます。 吉本総務課長 (款 1 議会費について補足説明を行った。)
総務課長 議 長	説明が終わりました。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議 長	37 ページ、款 2 総務費に入ります。 補足説明を求めます。 吉本総務課長 (款 2 総務費について補足説明を行った。)
総務課長 議 長	説明が終わりました。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議 長	61 ページ、款 3 民生費に入ります。 補足説明を求めます。 金曾保健福祉課長 (款 3 民生費について補足説明を行った。)
保健福祉課長 議 長	説明が終わりました。 質疑の発言を許します。
6 番 堂場さん	6 番 堂場さん 68 ページ、(23) 準職員賃金等 2,953,022 円で予算から見るとかなり 残っているように思うのですが、説明して下さい。
6 番 堂場議員	金曾保健福祉課長 68 ページ、(23) 準職員賃金等につきましては、準職員 1 名分の賃金 でございます。4 月から 9 月分までの 1 名分の賃金をここに計上してお ります。
議 長	6 番 堂場さん そうすると当初予算では何名だったのか。
6 番 堂場議員	金曾保健福祉課長 当初予算では、もともと 1 名見ておりましたが、人事異動で 10 月か ら異動になったものですから、ここで半年分を計上している数字になっ ております。
議 長	他にありませんか。 (ありませんの声あり)
議 長	75 ページ、款 4 衛生費に入ります。 補足説明を求めます。 金曾保健福祉課長 (款 4 衛生費について補足説明を行った。)
保健福祉課長 議 長	説明が終わりました。

	質疑の発言を許します。
4 番松橋議員	4 番 松橋さん 確か昨年度、幼稚園の子どもにフッ素を始められて、それはどこで予算を見ているのですか。お金はかからないのですか。
議 長 保健福祉課長	金曾保健福祉課長 フッ化物洗口については、額につきましては多額にかかるというものでもございません。原液を買って薄めて使うということでございます。79 ページ、目 5 保健推進費のところで支出しております。
議 長 4 番松橋議員	4 番 松橋さん 多額でないのは承知しているのですけれども、まさか無料ということはないですね。お金は払っていないということですか。 フッ素は飲んだら困るとか、子どもに差がついたら困るとか、飲ませたくない親は確か水だと思います。こうやって説明された時に大問題になったわりにはどこにも載っていない。お金がかからないから良いということで、それは結構でしょうけれども親御さんは負担していないのか。
議 長 保健福祉課長	金曾保健福祉課長 かかる費用については村で負担しておりまして、保護者等からの負担はありません。
議 長 6 番堂場議員	6 番 堂場さん 村の決算やっているのだから、村で負担している額を説明してもらわなければ全然わからんわ。
議 長	この際、暫時休憩いたします。(15 時 40 分)
議 長	15 時 55 分まで休憩いたします。
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。(15 時 55 分)
保健福祉課長	金曾保健福祉課長 フッ化物洗口につきましては、幼稚園、保育所の 4 歳児、5 歳児を対象に実施しております。全員が実施しているというわけではございません。4 歳、5 歳児のうち 51 人が実施しているという状況でございます。なお、実施していない方については水等でうがいしていただくとか、差別にならないような配慮はしております。 費用の関係でございますが、平成 23 年度につきましては、道の推進事業としてのフッ化物洗口ということもありまして、平成 23 年度につきましては、薬剤費はかかっておりません。紙コップにつきまして、保育所の方に支給しております。幼稚園につきましては自前のコップを使用しているということで支給しておりませんが、その紙コップ代が 16,380 円かかっております。それと管理の関係ですけれども、管理につきましては保健所の医師も立ち会っていただきまして、現場を見ていただきまして、鍵のかかる場所、また子供達の来ない場所であれば大丈夫だということで保健所に確認をしております。なお、平成 23 年度につ

議 長

きましては無料でしたが、平成 24 年度からは村で薬剤も購入して支給していくものでございます。

他にありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

83 ページ、款 5 労働費に入ります
補足説明を求めます。

安部産業課長

産業課長
議 長

(款 5 労働費について補足説明を行った。)
説明が終わりました。
質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

83 ページ、款 6 農林水産業費に入ります。
補足説明を求めます。

安部産業課長

産業課長
議 長

(款 6 農林水産業費について補足説明を行った。)
説明が終わりました。
質疑の発言を許します。

7 番 本多さん

7 番本多議員

上更別に防除用水のために水を汲み上げるポンプを設置してもらいました。それであれはかんぱい事業が終わり次第、撤去したいという当時のお話だったかと思うのですけれども、汲み上げの施設の利用状況についてお聞きいたします。

議 長
建設水道課長

三品建設水道課長

平成 22 年度なのですけれども、防除用水の利用状況で上更別につきましては年間 1,143 立米の利用をしているところでございます。

それから 23 年度につきましては、6 ヶ月くらいまでの集計しかしてございませんので申し訳ございませんけれども、大体最終的には 22 年度と同じような利用状況になるのではないかとおさえております。

あそこの地下水につきましては非常時用、例えば地震ですとか水道の事故等の断水等があった場合には利用出来るのではということで現在も使用を続けているところでございます。

議 長
7 番本多議員

7 番 本多さん

使用量的にはあまり変わらないだろうというお話ですけれども、管理費はどの位かかっているのですか。

議 長
建設水道課長

三品建設水道課長

電気料を支払っているところでございます。

議 長
7 番本多議員

7 番 本多さん

当時は撤去したいというお話があったのですけれども、今後の考え方としては、また利用されている方がおられるので村長の考え方をお聞きいたします。

議 長 村 長	岡出村長 当初はかんぱいが出来た時に撤去するお話をしてございましたけれども、かんぱいについても今年も事故が起きてございますし、やはり二重三重の水の確保というものが必要であろうと思っているところでありまして、あそこの所については経費的には電気料、それから耐用年数が来た時のポンプの入れ替え、その程度でございますので、あの施設については残しておきたいなと思っているところでもあります。そして利用される方は利用していくという考え方で進めていきたいと思っております。
議 長 1 番高木議員	1 番 高木さん 目 8 プラムカントリー費の中の委託料ですが、ここにはほぼ予算どおり使われてはいるのですが、もうこの部分については、これから指定管理者という形でいくわけですが、樹木の整備の委託料ということで予算付けされていると思うのですが、その金額というのはどれ位ですか。
議 長 産業課長	安部産業課長 樹木の整備委託料に関しましては、23 年度は 477,750 円支出しております。
議 長 1 番高木議員	1 番 高木さん その金額については、すももの木の剪定とか、そういう方の部分だけなのでしょうか。
議 長 産業課長 議 長	安部産業課長 すももの木の防除の経費と薬剤費を含めた委託料となっております。 他にありませんか。 (ありませんの声あり)
議 長	95 ページ、款 7 商工費に入ります。 補足説明を求めます。
産業課長 議 長	安部産業課長 (款 7 商工費について補足説明を行った。) 説明が終わりました。 質疑の発言を許します。
4 番松橋議員	4 番 松橋さん さらべつ産業振興公社の経営概況、前に臨時議会で説明を受けました時には、これで資本金に手を付けたということですがけれども、今回の資料を見ますと資本金は 32,600 千円で変わっていないということで、こちらの聞き間違いでしたか。
議 長	この際、答弁調整のため暫時休憩いたします。(16 時 30 分)
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。(16 時 31 分)
副 村 長	三好副村長 ただ今のご質問でございますけれども、資本金としては 32,600 千円というものは動くものではございません。これは投資された出資者の方

の金額でございます。ただ、昨年度の決算において、赤字が資本金までに及んだということで資本金の一部を赤字に補てんしているというような内容でございます。各会計決算資料の9ページでございますけれども、ここに株式会社さらべつ産業振興公社経営概要ということで載せてございますけれども、この1番右の所に平成23年度の財務状況を載せております。それで上から3段目に資本金ということで32,600千円でございます。それでその下に余剰金というものが累積していきますと、181,819千円の赤字になった、今まで余剰金があったものですから、それを食っていったのですけれども、その余剰金が底をつきまして資本金までいったという内容の状況になっています。その下に欠損金合計というところがあって、その下に資本金合計で32,418,181円となっております。これは資本金合計ではなくて資本の合計ということで赤字分を食っているものですから、資本は減っていつているということでございます。資本金は32,600千円は動かないものということでよろしくお願ひします。資本金合計のところ、資本金というのを削除していただければと思います。

議長
4番松橋議員

4番 松橋さん

これは投資をしながらでも赤字で売上げも減りながらで、毎年首長もご苦労されていると思いますけれども、あまりにも売上げの減少が極端に落ちていつている。それと高規格道路で通行量がおそらく減るだろうと。それで先般、民間の会社の人と話したことがあったのですけれども、今回も前の先輩である副村長さんが社長に就かれて頑張っているのですけれども、民間活力という点から見ると歯がゆいかなと思っているのです。その辺、隊員を採用するというので、どんな人が採用されるのかはわかりませんが、投資をしていっても来てもらわなければどうにもならない話なのですけれども、その辺について次年度の予算立ても含めてお聞きするのですけれども、もしお考えがあればお聞きしたいと思います。

議長
村長

岡出村長

あその場所につきましては、更別村の産業を振興しようということから始まった事業であります。趣旨からいけばその振興公社は少しマイナスになっても、それに変わる更別の産品が売り出されたりして相乗効果が上がれば多少赤字でも良いのでありますけれども、そういう役目を果たさないまま赤字のままずるずる行くということが私は一番危険だと思っています。ですから、今回総務省の事業で人材活用ということでやりますけれども、そこに重点的に携わってもらい、そして観光事業と合わせてそういう人材を受け入れてもらいたいと思って何とか新しい視点から、また都会の視点から変えていく必要があると思ってございますので、特に今回そういう色々な角度から見た中でそういう視点から人材の活用を図っていききたいという考えで、この事業を進めているので、

議	長	いい方向に行くように期待をいたしているところであります。
		他にありませんか。
		(ありませんの声あり)
議	長	97 ページ、款 8 土木費に入ります。
		補足説明を求めます。
		三品建設水道課長
建設水道課長		(款 8 土木費について補足説明を行った。)
議	長	説明が終わりました。
		質疑の発言を許します。
		(ありませんの声あり)
議	長	おはかりいたします。
		本日の会議は、これまでとし、9 月 12 日、午前 10 時から再開したい
		と思います。
		これにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		よって、9 月 12 日、午前 10 時から本会議を再開することに決定いた
		しました。
		本日は、これをもって延会いたします。

(16 時 45 分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 24 年 9 月 11 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 堂 場 聰 志

同 議員 本 多 芳 宏